

農用地区域の変更申出書の提出書類一覧表

	書類名	摘要	部数
必ず	申出書 様式1(A4)	地番、面積、除外目的等を記入する。	1枚
必ず	申出書 様式1(別紙1)(A4)	・除外の必要性、満たすべき5要件の整理状況を記入する。	1枚
必ず	申出書 様式1(別紙2)(A4)	その土地に権利を有する者及び関係機関への協議状況	1枚
必ず	申出書 様式1(別紙3)(A4)	代替性の検討状況を記入する。 ※申出地と検討した土地の位置関係が分かる全体図を添付してください。	各1枚
必ず	計画平面図 (縮尺・方位を記入) ※記載文字が分かる紙サイズで提出 (縮小し過ぎると文字が読み取れません)	計画事業の各用途、寸法、面積が分かるもの。 周辺の農地・用水路・排水路の状況(取排水口も。)が分かるようにすること(複数枚に分けてもよい)	1枚 (A3より大きな サイズは2枚)
必ず	現地案内図 兼 付近見取り図(A4)	付近の農地、宅地の分布状況がわかるもの。 ※申出地を赤枠で囲うなど明示すること。 ※住宅地図を使用する場合はページ番号を入れたり、目印となる施設等を記載するなど、申出地の場所を特定しやすいようにしてください。	1枚
必ず	現況写真	【全景】、【排水先】、【接道状況】が分かるようにすること。 ※申出地を赤枠で囲うなど明示すること。 ※撮影方向が分かるようにしてください。 ※排水先の排水路の状況が分かる写真も添付してください。	各1枚
必ず	誓約書	住所・氏名は自筆すること。 ①計画どおり実行する。 ②農地転用申請は除外決定後6ヶ月以内に必ず行う。 ③上記を履行できない場合は、農業振興地域制度の基準に従い、編入されても異議ない。 上記3点を含んだ内容とすること。	該当者すべて
必ず	土地の登記簿謄本 (提出日1ヶ月以内に発行のもの)	写しは不可。 現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合は、戸籍の附票または住所移転の経過が証明できる住民票を添付	1部
必ず	土地の公図	法務局でお求めください。 写しは不可。ただし、行政書士に委任の場合、行政書士の原本証明があれば可。	1枚
	委任状 (行政書士に委任の場合)	委任内容が分かるようにすること。(申出地の地番記載必須) (なお、行政書士以外の方に提出依頼された場合、代理人とはみなしませんので、申請内容等について直接申出者にお尋ねします。)	該当者すべて
	相続関係図及び遺産分割協議書	相続登記が未了の場合に提出する。 原則申出期間中に遺産分割協議書(写し可)が 作成できない場合(相続人が決定しない場合)は次回以降の申出 となる。 また、公告・縦覧までに相続登記が完了しない場合は、原則手続きはおすすめしない。	各1部
	分筆予定面積計算書 地積測量図(求積図)	その土地の一部を利用する場合に必要	1部
	法人の場合 ・法人登記簿 ・議決状況(議事録等)	写し不可 原本証明	各1部
	権利能力なき団体 ・規約 ・議決状況(議事録等)	原本証明	各1部

※ いずれの書類も、書ききれない場合は別紙に記載すること。

※ 上記書類に記載の内容で、除外要件の判定が困難な場合は、その他の説明書類を求める場合があります。